

健康保険 特定疾病療養受療証交付申請書 申請の手引き

STEP① TJKホームページから申請書を印刷する

- ・申請書は「計1枚」です。
- ・「A4サイズ」で印刷してください(B5など他の用紙サイズは不可)。
- ・黒ボールペンでご記入ください(文字の消せるペンや鉛筆は不可)。
- ・コピーでは申請できません。原本をご提出ください。
- ・申請書は被保険者ご自身がご記入ください。
- ・申請書は下記から印刷しご使用ください。

TJKホームページ>健康保険>健康保険の手続き>病気やケガをした>高額療養費の特例(特定疾病療養受療証)>1.手続き方法>健康保険 特定疾病療養受療証交付申請書

STEP② TJKに提出する

提出先

〒102-8017
東京都千代田区富士見1-12-8 TJKプラザ

東京都情報サービス産業健康組合
給付グループ 御中

- ・特定疾病療養受療証は申請から1週間程度で「被保険者の現住所」に記入したご住所へ簡易書留で郵送します。

記入上の注意事項

・被保険者(申請者)もしくは申請代行者以外の方(事務担当者を含む)が訂正することはできません。

訂正する場合は被保険者(申請者)または申請代行者が二重線を引き、正しい内容を記入してください。訂正印は不要です。

被保険者(申請者)による訂正であるか確認が必要なときは電話照会する場合があります。

①被保険者等記号・番号	当組合に加入している被保険者の健康保険の記号・番号をご記入ください。枝番は記入不要です。 記号・番号はマイナポータルの「資格情報画面」または「資格情報のお知らせ」でご確認ください。 「資格確認書」をお持ちの方は表面に記載があります。 ※「資格情報のお知らせ」とは ・当組合HPからご自身で印刷したものか、資格取得時に当組合から会社経由で郵送された通知書です。 (令和6年10月10日迄に資格取得した方はHPからの印刷となります)
②被保険者(申請者)の氏名、生年月日	被保険者(申請者)の氏名、生年月日を記入 ※必ず被保険者として当組合に加入している方を記入(×被扶養者)
③被保険者(申請者)の現住所、電話番号	申請者の現住所を記入 ※特定疾病療養受療証はこちらに記載された住所へ郵送します。正確にご記入ください。 確認事項があるときは電話連絡する場合があります。必ず繋がる電話番号をご記入ください。
④⑤⑥療養を受ける方の氏名、生年月日、被保険者との続柄	療養を受ける方の氏名、生年月日を記入。続柄は本人(被保険者)の場合は「本人」、家族(被扶養者)の場合は「妻」「長男」等とご記入ください。
⑦疾病名	未記入では交付できません。いずれかを選択し記入してください。 ・人工腎臓を実施している慢性腎不全につきましては、透析開始日を必ずご記入ください。
医師の意見欄	担当医師の証明を受けてください。医師以外の者の作成ならびに記載はできません。
⑧⑨送付先住所、宛名	被保険者の現住所と異なる住所への送付を希望する場合のみご記入ください。
⑩⑪⑫⑬申請代行者の氏名、電話番号、被保険者との関係、代理理由	被保険者以外の方が申請をする場合のみご記入ください。「その他」にチェックする場合、カッコ内の記入は必須です。 ※被保険者本人の確認書類(公的機関等が発行するもので、氏名、生年月日、および住所の記載があるもの。例)マイナンバーカード、運転免許証等)の写しを添付ください。 ※申請代行者がTJKの窓口で限度額適用認定証を受理するときは、被保険者の確認書類とともに申請代行者の顔写真付の身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証等)をご持参ください。

以下に該当する場合は「特定疾病療養受療証」をご返却ください。

- ・有効期限が切れた場合
- ・退職などでTJKを脱退した場合
- ・記入内容に変更があった場合
- ・必要がなくなった場合
- ・任意継続被保険者となったため健康保険の記号・番号が変更となった場合
- ・TJK内で転籍した等で健康保険の記号・番号が変更となった場合 など

健康保険 特定疾病療養受療証の概要

制度について

特定疾病療養受療証とは

厚生労働大臣が指定した特定の長期高額疾病の治療を受ける場合は、TJKに申請することで「特定疾病療養受療証」の交付を受けることができます。医療機関の窓口で提示することで窓口での負担額が軽減されます。

特定の長期高額疾病とは

- 1 血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第Ⅷ因子障害又は先天性血液凝固因子第Ⅸ因子障害(血友病)
- 2 人工腎臓を実施している慢性腎不全
- 3 抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群
(HIV感染を含み、血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症に関する医療を受けている方に限る)

特定疾病にかかる自己負担限度額

特定疾病にかかる自己負担限度額は**1万円**です。ただし、人工腎臓を実施している慢性腎不全の方のうち、70歳未満の上位所得者(標準報酬月額53万円以上の方)とその70歳未満の被扶養者は、自己負担限度額が**2万円**になります。

注意事項

特定疾病の高額療養費の特例は、保険者の認定を受けることにより該当し、発効日から有効となります。発効日はTJKが申請書を受理した月の1日から(健康保険加入月の場合は資格取得日)となります。

公費医療費助成を受けている方は「医療費助成制度該当届」をご提出ください

国や自治体から医療費助成を受けており、自己負担の全部または一部が助成されている19歳以上の方はTJKへ届出をお願いします。公費医療費助成に該当していると思われる場合、助成内容を確認できるまで高額療養費・付加金の支払が保留となります。自治体の医療費助成制度は制度内容が自治体ごとに異なる場合が多く、助成内容の把握が困難であり、

・医療費助成制度該当届は下記から印刷しご使用ください。

TJKホームページ>健康保険>健康保険の手続き>病気やケガをした>その他>公費医療費助成の対象となったとき